

第2章 変更の登記

第1節 概 説

第1 意 義

変更の登記とは、登記事項につき、後日変更を生じた場合において、登記を変更後の事実符合させるためにする登記をいう。

登記事項に変更を生ずる場合には、例えば、名称又は事業の変更のように既に登記した事項に変更を生ずる場合、中小企業団体等の設立後に新たに存続期間を定めた場合のように既にされている登記に新たな事項を追加する場合及び従たる事務所の廃止のように既にされている登記事項の中からある事項を削除する場合がある。

また、実質的に登記事項が変更される場合のほか、単なる字句の修正のような形式的な変更の場合も、変更の登記となる。しかし、行政区画又はその名称の変更により中小企業団体等の事務所の所在場所に変更を生じた場合にあっては、登記簿上のこれらの事項は、法律上当然に変更されたものとみなされる（中小企103，中小団5の23V，54，商登26）ので、変更の登記の申請をすることを要しない。

第2 変更の登記と定款の変更

変更の登記をする場合においては、定款の変更を伴うときが多いので、定款の変更手続について概説する。

定款を変更するには、まず、総会の特別決議を必要とする（中小企53，82の10Ⅲ①，中小団5の19，47Ⅱ）。すなわち、総組合員の半数以上が出席（都道府県中小企業団体中央会にあっては総会員の半数以上が、全国中小企業団体中央会にあっては議決権の総数の半数以上に当る議決権を有する会員が出席）し、その議決権の3分の2以上の多数によって、決議することを要する。

総会の議事について議事録を作成すべきことのほか、決議の不存在、無効確認又は取消しの訴え等については、株式会社における制度と同様である（中小企53の4、54、82の10Ⅳ、中小団5の23Ⅲ、47Ⅱ、会社法830、831）。

中小企業団体等は、定款の規定により総代会を設けた場合にあっては、総会に代わる総代会の決議によって、定款を変更することができる（中小企55Ⅰ、82の11Ⅰ、中小団47Ⅱ）。この場合においては、総会に関する規定が準用される（中小企55Ⅵ、82の11Ⅱ、中小団47Ⅱ）。

以上の総会の決議がされても、それによって直ちに定款変更の効力が生ずるのではなく、定款変更については、行政庁の認可が効力要件とされている（中小企51Ⅱ、82の10Ⅳ、中小団5の23Ⅲ、47Ⅱ）ので、総会の決議により定款を変更した後、行政庁の定款変更の認可を受けた時に、定款の変更が効力を生ずることとなる。

なお、定款を変更した場合においても、変更に係る事項が登記すべき事項となっていないときには、変更の登記を必要としない。

第3 変更登記手続

1. 登記期間

登記事項に変更を生じたときは、その事由の発生日（定款変更を伴う場合にあっては、行政庁から定款変更に関する認可書の到達した日）から、主たる事務所の所在地においては2週間以内に、従たる事務所の所在地においては3週間以内に、変更の登記をしなければならない（中小企85Ⅰ、93Ⅲ、中小団5の23Ⅴ、54）。しかし、出資の総口数及び払込済出資の総額は、組合員の加入、脱退に応じて変動し、その都度変更の登記をすることが実際上困難であることから、これらの事項については、毎事業年度末日現在により、当該末日から4週間以内に登記すれば足りるとされている（中小企85Ⅱ、中小団5の23Ⅴ、54）。

2. 申請人

変更の登記の申請は、中小企業団体等の代表者が当該中小企業団体等を代表して行う。したがって、代表理事が数名いる場合には、各自が中

小企業団体等を代表するから、そのうちの1名が申請することとなる。中小企業団体中央会にあっては、会長が申請する。上記1.の登記期間内に登記をしなかった場合には、代表理事（中小企業団体中央会にあっては、会長）が登記懈怠の責を負うこととなる（昭和32.8.23民事甲第1448号民事局長回答）。

3. 添付書類

登記申請書には、変更を証する書面を添付すべきこととされている（中小企99 I, 中小団5の23 V, 54）。変更を証する書面としてどのような書面を添付すべきかについては、それぞれの変更の登記の箇所の説明する。一般的な添付書類としては、登記すべき事項につき行政庁の認可を受けなければ効力を生じない事項（例えば、定款の変更）の登記を申請する場合には、行政庁の認可書又は行政庁の認証のある認可書の謄本を、また、代理人によって登記の申請をする場合には、代理権限を証する書面（委任状）を添付することを要する（中小企103, 中小団5の23 V, 54, 商登18, 19）。

従たる事務所の所在地において登記を申請する場合には、主たる事務所で登記をしたことを証する書面以外の書面（委任状を含む。）の添付を要しない（中小企103, 中小団5の23 V, 54, 商登48 I）。

第2節 名称、事業、地区、出資払込みの方法、 公告の方法、存続期間又は解散の事由の変 更の登記

第1 名称、事業、地区、出資払込みの方法、公告の方法、存続期間 又は解散の事由の変更

1. 名称の変更

中小企業団体等の名称は、定款の絶対的記載事項であるから、定款変更の方法によらなければ、変更することができない。この定款変更をした場合には、名称の変更の登記をしなければならない。

中小企業団体等の名称は、他の中小企業団体等の既に登記した名称と同一であり、かつ、中小企業団体等の主たる事務所の所在場所が当該他の中小企業団体等の主たる事務所の所在場所と同一であるときは、することができないことに注意を要する（中小企103，中小団54，商登27）。

2. 事業の変更

事業は、定款の絶対的記載事項であるから、それを変更するには、定款変更の手続によることを要する。事業の変更には、新たな事業を追加する場合はもとより、既に行っていた事業を廃止するために一部を削除する場合も含まれる。また、実質的な変更のほか、字句の修正のように形式的な変更をした場合も、変更の登記をする必要がある。

3. 地区の変更

地区も、定款の絶対的記載事項であるから、定款の変更の手続によって変更することができる。地区を表示するには、行政区画によってするのが相当である（昭和28.6.12民事甲第1003号民事局長回答参照）。また、地区を定めるには、一見してその組合の地区が具体的に一般的に知り得る程度に表示すべきものと考えられる（昭和30.8.15民事甲第1731号民事局長回答参照）。

なお、市町村の合併等によって行政区画の変更を生じた場合においても、法令又は定款の規定により当該中小企業団体等の地区に当然変動を生ずるものと考えられるときを除き、一般的に地区の変動を生ずるものではないとされている（昭和30.5.21民事甲第1000号民事局長通達参照）。

4. 出資払込みの方法の変更

これは、出資を分割して払い込む中小企業団体等が一時に全額を払い込む方法に変更する場合又はその反対に変更する場合等があるが、この事項も、定款の記載事項であるから、定款変更の手続を要する。

5. 公告の方法の変更

定款の記載事項であるから、定款変更の方法によって、変更することができる。

6. 存続期間又は解散の事由の変更

既にある存続期間の延長若しくは短縮をする場合又は既に定められている解散の事由を変更する場合のほか、新たに存続期間又は解散の事由を設定する場合又は廃止する場合も含まれる。存続期間又は解散の事由は、定款に記載した場合に限ってその効力が認められるから、その変更は、定款変更の方法によることを要する。

第2 登記手続

第1の1.から6.までの事項の変更が生じたときは、その変更のあった日、すなわち定款変更につき行政庁の認可があった日（認可書の到達した日）から、主たる事務所の所在地においては2週間以内に、従たる事務所の所在地（第1の1.の事項に変更を生じたときに限られる。）においては3週間以内に、中小企業団体等を代表すべき者がその変更の登記を申請しなければならない（中小企85 I, 中小団5の23V, 54）。

主たる事務所の所在地におけるこれらの変更登記の申請書には、総会（又は総代会）の議事録及び定款変更についての行政庁の認可書を添付しなければならない。ただし、総代会の議事録を添付する場合にあっては、総会に代わるべき総代会を置いたことを証明するため、定款を併せて添付する必要がある。

従たる事務所の所在地においてする登記の申請書には、主たる事務所の所在地の登記所が発行した登記事項証明書を添付すれば足りる。

(2) 事業協同組合変更登記申請書（その1）

(注) 名称の変更の場合

事業協同組合変更登記申請書

1. 名 称 ○○協同組合

(注) 変更前の名称を記載する。

1. 主たる事務所 ○県○市○町○丁目○番○号

(1. 従たる事務所 ○県○市○町○丁目○番○号)

(注) 名称の変更の登記を従たる事務所の所在地で申請する場合には、当該登記所の管轄区域内にある従たる事務所（従たる事務所が数個あるときは、そのうちの1つの従たる事務所）をも記載する。

1. 登記の事由 名称変更

1. 認可書到達の年月日 平成○○年○○月○○日

1. 登記すべき事項 別添CD—Rのとおり

(注) 従たる事務所の所在地で申請する場合には、登記すべき事項を明らかにして、主たる事務所の所在地において登記したことを証する登記事項証明書の記載を引用してすることができる（各登規5，商登規62）。この場合には、例えば、登記すべき事項として「別添登記事項証明書記載のとおり」と記載し、当該登記事項証明書の該当箇所を枠で囲む方法等によってする。

1. 添付書類

総会議事録

1通

(注) 定款変更に関する総会の議事録である。総代会を設けている組合にあっては、この書面に代えて、総代会の議事録を添付することとなるが、この場合には、総代会を設けたことを証するため、定款を併せて添付することを要する。

定款変更の認可書（又は行政庁の認証のあるそ

の謄本）

1通

委任状

1通

(注) 1. 代理人に申請を委任した場合にのみ、必要となる。
2. 従たる事務所の所在地で申請するときは、主たる事務所の所在地において登記したことを証する登記事項証明書を添付することを要し、上記の議事録、認可書、委任状等の添付を要しない。

上記のとおり、登記の申請をする。

平成○○年○○月○○日

受付番号票貼付欄

(注) この欄は、必ず申請書初葉の最下部に設けること。

○県○市○町○丁目○番○号

申請人 □□協同組合

(注) 変更後の名称を記載すること。

○県○市○町○丁目○番○号

代表理事 ○○ ○○

○県○市○町○丁目○番○号

上記代理人 ○○ ○○^印

連絡先の電話番号 ○○○—○○○—○○○○

○○法務局 (○○地方法務局) 御中

登記すべき事項を磁気ディスクに記録して提出する場合の入力例

「名称」 □□協同組合

(注) 変更後の名称を記載する。

「原因年月日」平成○○年○○月○○日変更

(注) 変更年月日は、定款変更の認可書の到達年月日を記載する。

総 会 議 事 録

(注) 名称の変更の場合

平成○○年○○月○○日午後○○時、当組合の主たる事務所において、第○○回臨時総会を開催した。

当日の出席組合員は○○名、その組合員の有する議決権の数は○○個であって、その数は、当組合の総組合員数○○名の半数以上、議決権の3分の2以上に当たるので、本総会は、適法に成立した。

よって、代表理事○○ ○○は、定款の定めるところにより議長席に着き、開会を宣し、下記の議案を附議したところ、満場一致（又は総組合員の議決権の3分の2以上）をもって、原案どおり、承認可決された。

記

第1号議案 定款一部変更の件

定款第2条を次のとおり変更すること。

(名称)

第2条 当組合は□□協同組合と称する。

以上をもって議事の全部を終了したので、議長は閉会を宣し、午後〇〇時〇〇分散会した。

以上の決議を明確にするため、議事録を作り、議長及び出席理事全員が次に記名押印する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

□□協同組合第〇〇回臨時総会において

(注) 新名称を記載する。

議長代表理事	〇〇	〇〇(印)
出席理事	〇〇	〇〇(印)
同	〇〇	〇〇(印)
同	〇〇	〇〇(印)
同	〇〇	〇〇(印)

委 任 状

私は、〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号〇〇 〇〇を代理人と定めて、次の事項を委任する。

1. 当組合の名称変更の登記を申請する一切の件
1. 行政庁の定款変更認可書の原本の還付の請求及び受領の件

(注) 認可書の原本還付を受けようとする場合に限り記載する。

なお、定款変更の認可書の到達年月日は、〇〇年〇〇月〇〇日である。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号

□□協同組合

(注) 新名称を記載する。

代表理事 〇〇 〇〇(印)

(登記事項証明書編集例)

名 称	○協同組合	
	□協同組合	平成〇〇年〇〇月〇〇日変更 ----- 平成〇〇年〇〇月〇〇日登記

(3) 事業協同組合変更登記申請書 (その2)

(注) 事業の変更の場合

事業協同組合変更登記申請書

1. 名 称 ○協同組合
1. 主たる事務所 ○県〇市〇町〇丁目〇番〇号
1. 登記の事由 事業の変更
1. 認可書到達の年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日
1. 登記すべき事項 別添CD-Rのとおり
1. 添付書類

総会 (又は総代会) 議事録 1 通

(注) 定款変更に関する総会の議事録である。総代会を設けている組合にあっては、この書面に代えて、総代会の議事録を添付することとなるが、この場合には、総代会を設けたことを証するため、定款を併せて添付することを要する。

定款変更の認可書 (又は行政庁の認証のあるその謄本) 1 通

委任状 1 通

(注) 代理人に申請を委任した場合にのみ、必要となる。

上記のとおり、登記の申請をする。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

受付番号票貼付欄

(注) この欄は、必ず申請書初葉の最下部に設けること。

○県○市○町○丁目○番○号

申請人 ○○協同組合

○県○市○町○丁目○番○号

代表理事 ○○ ○○

○県○市○町○丁目○番○号

上記代理人 ○○ ○○^印

連絡先の電話番号 ○○○—○○○—○○○○

○○法務局 (○○地方法務局) 御中

登記すべき事項を磁気ディスクに記録して提出する場合の入力例

「目的等」

事業

○○

□□

「原因年月日」平成○○年○○月○○日変更

(注) 変更年月日は、定款変更の認可書の到達年月日を記載する。

総 会 議 事 録

(注) 事業の変更の場合

1. 開催の日時 平成○○年○○月○○日午後○○時
1. 開催の場所 ○○県○○市○○町○○丁目○○番○○号 当組合
主たる事務所会議室
1. 出席者数 組合員総数 ○○名
出席組合員数 ○○名
内 書面出席 ○○名